

茅ヶ崎市立病院地域医療支援委員会規程の一部を改正する規程新旧対照表

改正後	改正前
<p>(委員)</p> <p>第3条 委員会の委員は、次に掲げる者のうちから病院事業管理者が委嘱する。</p> <p>(1) 医師が組織する団体であって市の区域内に主たる事務所を置くものの代表者</p> <p>(2) 歯科医師が組織する団体であって市の区域内に主たる事務所を置くものの代表者</p> <p>(3) 薬剤師が組織する団体であって市の区域内に主たる事務所を置くものの代表者</p> <p>(4) 学識経験を有する者</p> <p>(5) 保健所の職員</p> <p>(6) 消防本部の職員</p> <p>2 略</p> <p>3 略</p>	<p>(委員)</p> <p>第3条 委員会の委員は、次に掲げる者のうちから病院事業管理者が委嘱する。</p> <p>(1) 医師が組織する団体であって市の区域内に主たる事務所を置くものの代表者</p> <p>(2) 歯科医師が組織する団体であって市の区域内に主たる事務所を置くものの代表者</p> <p>(3) 薬剤師が組織する団体であって市の区域内に主たる事務所を置くものの代表者</p> <p>2 略</p> <p>3 略</p>